

ペットの飼い方

飼い主のマナー

犬や猫の飼い主の方のマナーが悪く、困っている人が増えています。飼い主としてのマナーを守り、人と犬や猫の調和のとれた住みよい社会をつくりましょう。

■問合先／環境対策課 ☎ 58 - 5111・75 - 3111(代表)

ペットを飼い始める前に、次のことを確認しましょう。

- ・毎日の世話や散歩ができる人がいますか？
- ・犬や猫は10年以上生きます。終生飼育続けますか？
- ・旅行や外出が制限されることを覚悟できますか？
- ・飼育するスペースはありますか？
- ・首輪、ケージや犬小屋、食器などの用意はできていますか？
- ・避妊や去勢手術をしますか？
- ・食費、予防接種などの経費は、大丈夫ですか？
- ・根気と愛情を持ってしつけができますか？
- ・隣近所に迷惑をかけるように飼えますか？
- ・家族全員が飼うことに賛成していますか？

ペットの飼い方

共通のルール

■フン尿の後始末は、飼い主の責任です。外でむやみにフン尿をしないように、トイレのしつけや排泄場所の手入れなどを行う必要があります。

- もらい手のつかない不幸な命を生み出さないためにも、避妊・去勢手術を受けさせましょう。手術をすると性質がおとなしくなり、扱いやすくなるなどのメリットもあります。
- 飼っている動物と確認できるように首輪をつけましょう。また、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札をつけ、猫やその他の動物には名札・マイクロチップなどをつけましょう。
- 野良犬・猫の餌やり行為は、かわいそうなど犬・猫を増やすだけでなく、周囲の環境悪化につながりますので、一時的な感情で餌を与えることはやめましょう。

犬編

■犬はつないで飼い、放し飼いは絶対に行わないでください。また特定犬は、オリの中で飼わなければなりません。

(特定犬は、秋田犬、土佐犬、シェパード、紀州犬、ドーベルマン、グレートデン、セントバーナード、アメリカン・スタッドフォードシャー・テリアの8犬種、および体長70cm

以上で体高60cm以上のすべての犬をいいます。)

■犬の登録(生涯1回)をし、狂犬病予防注射(年1回)を受けましょう。

■散歩時は必ずリードを付け、短く持つて他の通行の妨げにならないように注意しましょう。

■「飼い主の制止に従う」「むだ吠えをしない」、「人や他の動物を攻撃しない」などの基本的なしつけを覚えさせましょう。

猫編

■事故や失踪、感染症などをふせぐため、完全室内飼いをしましょう。

■つめとぎができないと猫はストレスが溜まります。室内を壊されないためにも、つめとぎ器を設置しましょう。またペット感染症を防ぐため、爪の手入れをこまめに行いましょう。

捨て犬・捨て猫は絶対にやめましょう！

※犬・猫を捨てることは、動物の虐待(動物愛護管理法違反:罰金50万円以下)になります。

平成22年度犬・猫の避妊去勢手術助成事業の実施

(社)茨城県獣医師会

動物愛護事業の一環として、愛犬・愛猫の避妊・去勢手術の助成事業を実施いたします。

■助成頭数／先着500頭(先着犬・猫また避妊・去勢の区別なし)

■助成対象／平成22年10月1日以降に、茨城県内の動物病院で、避妊・去勢手術を受けた犬・猫

助成金額

- ・犬の避妊1頭 4,000円
 - ・犬の去勢1頭 3,000円
 - ・猫の避妊1頭 3,000円
 - ・猫の去勢1頭 2,000円
- 応募方法／最寄りの動物病院に置いてあるハガキにて応募してください。

■問合先／(社)茨城県獣医師会 ☎ 02912416242

